

変更後	変更前	備考
<p>< 略 ></p> <p>要領第 7 関係</p> <p>1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合とする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>要領第 9 関係</p> <p>契約担当者等は、評定表を審査担当部長等に送付した後、工事目的物の契約不適合等により、評定を修正した場合は、遅滞なく審査担当部長等に報告するものとする。</p> <p>< 略 ></p>	<p>< 略 ></p> <p>要領第 7 関係</p> <p>1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、工事の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に工事目的物に重要な瑕疵があることが判明し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合とする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>要領第 9 関係</p> <p>契約担当者等は、評定表を審査担当部長等に送付した後、工事目的物の瑕疵等により、評定を修正した場合は、遅滞なく審査担当部長等に報告するものとする。</p> <p>< 略 ></p>	<p>「瑕疵担保期間」 → 「契約不適合責任期間」</p> <p>「瑕疵」 → 「契約不適合」</p>

変更後	変更前	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>< 略 ></p> <p>第4 評定の修正</p> <p>1 工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合は、評定を修正するものとし、合計評定点から20点を減ずることとする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>< 略 ></p> <p>【土木用・営繕用】</p> <p>様式-1 工 事 施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工事番号</td> <td style="width: 15%;">工事内容</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>請負者名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">考查項目</td> <td colspan="5">工事監督員 1 ※7</td> <td colspan="5">工事監督</td> </tr> <tr> <td colspan="5">監督員 職・氏名</td> <td colspan="5">主任監督員等 職・氏名</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>細別</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. 施工体制</td> <td>I. 施工体制一般</td> <td>+2.0</td> <td>+1.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II. 配置技術者</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 施工状況</td> <td>I. 施工管理</td> <td>+5.0</td> <td>+2.5</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II. 工程管理</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td>+2.0</td> <td>+1.0</td> <td>0</td> <td>-7.5</td> <td>-15.0</td> </tr> <tr> <td>III. 安全対策</td> <td>+5.0</td> <td>+2.5</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-7.5</td> <td>-15.0</td> </tr> <tr> <td>5. 創意工夫</td> <td>I. 創意工夫 ※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 社会性等</td> <td>I. 地域への貢献等 ※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加減点合計 (1+2+3+4+5+6)</td> <td></td> <td colspan="5">± 点</td> <td colspan="5">±</td> </tr> <tr> <td>評定点 (65±加減点合計) ※1</td> <td></td> <td colspan="5">① 点</td> <td colspan="5">② 点</td> </tr> <tr> <td>評定点小計</td> <td></td> <td colspan="10">○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点</td> </tr> <tr> <td>7. 法令遵守等 ※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. その他 ※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計評定点</td> <td></td> <td colspan="10">○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点</td> </tr> <tr> <td>所見 ※4</td> <td></td> <td colspan="5">(監督員)</td> <td colspan="5">(主任監督員等)</td> </tr> </table> <p>※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4～6の評定 (加減点合計) = 評定点 ※2 4. 工事特性、5. 創意工夫及び6. 社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加減点評価する。 ※3 7. 法令遵守等、8. その他の評価は、減点評価のみとする。 ※4 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。 ※5 各考查項目ごとの採点は、工事監督員は様式-2K～2C(土木用)、様式-3K、様式-4K～4C(土木用)、検査員は様式-4C(土木用)の欄には各部で定める主な工事内容コードを記入する。 ※6 評定者は、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。</p>	工事番号	工事内容	※6	※6	※6							工事名											請負者名											考查項目	工事監督員 1 ※7					工事監督					監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名					評価項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0						II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0						II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0	5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2											6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2											加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					±					評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					評定点小計		○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点										7. 法令遵守等 ※3												8. その他 ※3												合計評定点		○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点										所見 ※4		(監督員)					(主任監督員等)					<p>< 略 ></p> <p>第4 評定の修正</p> <p>1 工事の請負契約書に基づく瑕疵担保期間中に工事目的物に重要な瑕疵があることが判明し、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合は、評定を修正するものとし、合計評定点から20点を減ずることとする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>< 略 ></p> <p>【土木用・営繕用】</p> <p>様式-1 工 事 施</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工事番号</td> <td style="width: 15%;">工事内容</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;">※6</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>請負者名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">考查項目</td> <td colspan="5">工事監督員 1 ※7</td> <td colspan="5">工事監督</td> </tr> <tr> <td colspan="5">監督員 職・氏名</td> <td colspan="5">主任監督員等 職・氏名</td> </tr> <tr> <td>評価項目</td> <td>細別</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1. 施工体制</td> <td>I. 施工体制一般</td> <td>+2.0</td> <td>+1.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II. 配置技術者</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 施工状況</td> <td>I. 施工管理</td> <td>+5.0</td> <td>+2.5</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>II. 工程管理</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td>+2.0</td> <td>+1.0</td> <td>0</td> <td>-7.5</td> <td>-15.0</td> </tr> <tr> <td>III. 安全対策</td> <td>+5.0</td> <td>+2.5</td> <td>0</td> <td>-5.0</td> <td>-10.0</td> <td>+4.0</td> <td>+2.0</td> <td>0</td> <td>-7.5</td> <td>-15.0</td> </tr> <tr> <td>5. 創意工夫</td> <td>I. 創意工夫 ※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 社会性等</td> <td>I. 地域への貢献等 ※2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加減点合計 (1+2+3+4+5+6)</td> <td></td> <td colspan="5">± 点</td> <td colspan="5">±</td> </tr> <tr> <td>評定点 (65±加減点合計) ※1</td> <td></td> <td colspan="5">① 点</td> <td colspan="5">② 点</td> </tr> <tr> <td>評定点小計</td> <td></td> <td colspan="10">○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点</td> </tr> <tr> <td>7. 法令遵守等 ※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8. その他 ※3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計評定点</td> <td></td> <td colspan="10">○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点</td> </tr> <tr> <td>所見 ※4</td> <td></td> <td colspan="5">(監督員)</td> <td colspan="5">(主任監督員等)</td> </tr> </table> <p>※1 1～3の評定 (65点±加減点合計) + 4～6の評定 (加減点合計) = 評定点 ※2 4. 工事特性、5. 創意工夫及び6. 社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加減点評価する。 ※3 7. 法令遵守等、8. その他の評価は、減点評価のみとする。 ※4 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。 ※5 各考查項目ごとの採点は、工事監督員は様式-2K～2C(土木用)、様式-3K、様式-4K～4C(土木用)、検査員は様式-4C(土木用)の欄には各部で定める主な工事内容コードを記入する。 ※6 評定者は、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。</p>	工事番号	工事内容	※6	※6	※6							工事名											請負者名											考查項目	工事監督員 1 ※7					工事監督					監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名					評価項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0						II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0						2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0						II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0	5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2											6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2											加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					±					評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					評定点小計		○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点										7. 法令遵守等 ※3												8. その他 ※3												合計評定点		○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点										所見 ※4		(監督員)					(主任監督員等)					<p>「瑕疵担保期間」 →「契約不適合責任期間」</p> <p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p> <p style="text-align: center;">文言整理</p>
工事番号	工事内容	※6	※6	※6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
工事名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
請負者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
考查項目	工事監督員 1 ※7					工事監督																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					±																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
評定点小計		○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7. 法令遵守等 ※3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8. その他 ※3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
合計評定点		○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
所見 ※4		(監督員)					(主任監督員等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
工事番号	工事内容	※6	※6	※6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
工事名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
請負者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
考查項目	工事監督員 1 ※7					工事監督																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	監督員 職・氏名					主任監督員等 職・氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	II. 配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					±																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
評定点小計		○部分(臨時)検査があった場合：(①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.4) = 評定点 ○部分(臨時)検査がなかった場合：(①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
7. 法令遵守等 ※3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
8. その他 ※3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
合計評定点		○評定点小計(点) - 法令遵守等、その他(点) = 点																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
所見 ※4		(監督員)					(主任監督員等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
< 略 >	< 略 >																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

【営繕用】

様式 2		審査項目別運用表 (営繕用)	監督員用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	<input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事請負契約書第 17 条(条件変更等)第 1 項(以下、「契約書第 17 条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が 特記仕様書等の設計図書に基づき過不足無く 整理されている。	
< 略 >			

様式 3		審査項目別運用表 (営繕用)	主任監督員等用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
5. 創意工夫	IV. 施工管理関係	<input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤ 地域の資材を活用した。 <input type="checkbox"/> ⑥地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:	
< 略 >			

様式 4		審査項目別運用表 (営繕用)	検査員用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I 施工管理	<input type="checkbox"/> ①契約書第 18 条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、 過不足無く作成 されていることが確認できる。	
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が確認できる。	
< 略 >			

【営繕用】

様式 2		審査項目別運用表 (営繕用)	監督員用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	II 配置技術者 (現場代理人等)	<input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事請負契約書第 17 条(条件変更等)第 1 項(以下、「契約書第 17 条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が 適切に 整理されている。	
< 略 >			

様式 3		審査項目別運用表 (営繕用)	主任監督員等用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
5. 創意工夫	IV. 施工管理関係	<input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:	
< 略 >			

様式 4		審査項目別運用表 (営繕用)	検査員用
審査項目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I 施工管理	<input type="checkbox"/> ①契約書第 18 条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、 適切に行わ れていることが確認できる。	
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	<input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理方法が、 工夫されていることが 確認できる。	
< 略 >			

「適切に」
→「過不足無く」
(土木工事用と整合)

「施工計画書または写真記録等に関する工夫」
→(廃止)
(土木工事用と整合)

「地域の資材を活用した。」を追加
(土木工事用と整合)

「適切に」
→「過不足無く」
(土木工事用と整合)

「工夫されていることが」
→(削除)
(土木工事用と整合)

(変更前) 工事施行成績評定上の**瑕疵(かし)**の取扱い (平成18年3月31日、建技第828号)



(変更後) 工事施行成績評定上の**契約不適合**の取扱い

変更後	変更前	備考																		
<p>工事施行成績評定上の契約不適合の取扱い</p> <p>工事施行成績評定上の契約不適合の扱いについては、現在、工事施行成績評定基準に基づき、「一律減点20点」としているが、平成18年4月1日より、契約不適合の軽重に応じて下記のとおりに取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="152 804 958 948"> <thead> <tr> <th>契約不適合の種類</th> <th>契約不適合の状況</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽微な契約不適合</td> <td>本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>重要な契約不適合</td> <td>本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">工事施行成績評定上における契約不適合の定義</p> <p>【軽微な契約不適合】 減点なし (修補、修補及び損害賠償) 請求の手続きを取ったもの</p> <p>本体に重要な影響はなく部分的に発生した契約不適合</p> <p>例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響はないが、路肩、法面の崩落等、部分的に発生した契約不適合</p> <p>例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響が無く、部分的に発生したヘアークラック等の契約不適合</p>	契約不適合の種類	契約不適合の状況	減点	軽微な 契約不適合	本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	0点	重要な 契約不適合	本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	20点	<p>工事施行成績評定上の瑕疵(かし)の取扱い</p> <p>工事施行成績評定上の瑕疵の扱いについては、現在、工事施行成績評定基準に基づき、「一律減点20点」としているが、平成18年4月1日より、瑕疵の軽重に応じて下記のとおりに取り扱うこととする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>建設工事の品質を確保するためには、発注者が適切な検査・監督を行い、請負者の適正な施工を促すことはもとより、目的物引き渡し後の担保手段として、発注者が請負者に対して、必要な担保責任を問えることができるようにしておくことが重要である。</p> <p>また、現在、国土交通省において、請負者が負う瑕疵担保責任の履行について第三者が保証する「瑕疵保証制度」の検討がおこなわれているが、現状では責任の所在の決め方が不明確であること等から、今すぐ実施することは困難な状況にある。</p> <p>このことから、工事施行成績評定基準における「瑕疵の一律減点20点」を、当面の間、下記のとおり変更し、協議手続きを明確にするとともに、将来の瑕疵保証制度に向けてのデータの蓄積を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1032 804 1839 948"> <thead> <tr> <th>瑕疵の種類</th> <th>瑕疵の状況</th> <th>減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽微な瑕疵</td> <td>本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>重要な瑕疵</td> <td>本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">工事施行成績評定上における瑕疵の定義</p> <p>【軽微な瑕疵】 減点なし (修補、修補及び損害賠償) 請求の手続きを取ったもの</p> <p>本体に重要な影響はなく部分的に発生した瑕疵</p> <p>例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響はないが、路肩、法面の崩落等、部分的に発生した瑕疵</p> <p>例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響が無く、部分的に発生したヘアークラック等の瑕疵</p>	瑕疵の種類	瑕疵の状況	減点	軽微な 瑕疵	本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	0点	重要な 瑕疵	本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	20点	<p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p> <p>文言整理</p> <p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p> <p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p>
契約不適合の種類	契約不適合の状況	減点																		
軽微な 契約不適合	本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	0点																		
重要な 契約不適合	本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	20点																		
瑕疵の種類	瑕疵の状況	減点																		
軽微な 瑕疵	本体に重要な影響はなく、部分的に発生したもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	0点																		
重要な 瑕疵	本体に重要な影響を与えるもので (修補・修補及び損害賠償) 請求をおこなったもの	20点																		

【重要な契約不適合】 -20点 (修補、修補及び損害賠償) 請求の手續きを取ったもの

契約の主目的に影響を与えるもの

- ①品質、出来形が基準に満たなく、構造、安定計算をクリアできないもの
- ②主たる材料、材質が不良なもの
- ③故意による契約不適合

例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響を及ぼした契約不適合

例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響を与えるクラック等の契約不適合

具体的事例 土工・構造物

- ・落橋防止装置のアンカーボルト長の不足
- ・橋台基礎の施工不良による側方移動
- ・防波堤等の基礎不良による著しい沈下
- ・コンクリート構造物の本体に影響を与えるクラック
- ・コンクリートの凍上による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・路盤、舗装の施工不良による沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・築堤の施工不良による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・盛土の施工不良による構造物の沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・薄層カラー舗装の樹脂モルタルの練混ぜ不良による橋面舗装の全面剥離
- ・ダムofレイタンス処理不良による打継ぎ面からの漏水
- ・消波ブロックコンクリートのかぶり不足による鉄筋の露出

植生工

- ・植生の枯死、生育不良が概ね40%をこえるもの

故意によるもの

- ・防護柵支柱の故意による切断

【重要な瑕疵】 -20点 (修補、修補及び損害賠償) 請求の手續きを取ったもの

契約の主目的に影響を与えるもの

- ①品質、出来形が基準に満たなく、構造、安定計算をクリアできないもの
- ②主たる材料、材質が不良なもの
- ③故意による瑕疵

例1 転圧不足が原因で、路盤工工事において、路盤工本体に重要な影響を及ぼした瑕疵

例2 温度管理が原因で、舗装工事、コンクリート工事において、本体に重要な影響を与えるクラック等の瑕疵

具体的事例 土工・構造物

- ・落橋防止装置のアンカーボルト長の不足
- ・橋台基礎の施工不良による側方移動
- ・防波堤等の基礎不良による著しい沈下
- ・コンクリート構造物の本体に影響を与えるクラック
- ・コンクリートの凍上による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・路盤、舗装の施工不良による沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・築堤の施工不良による強度不足で本体に重要な影響を与えるもの
- ・盛土の施工不良による構造物の沈下で本体に重要な影響を与えるもの
- ・薄層カラー舗装の樹脂モルタルの練混ぜ不良による橋面舗装の全面剥離
- ・ダムofレイタンス処理不良による打継ぎ面からの漏水
- ・消波ブロックコンクリートのかぶり不足による鉄筋の露出

植生工

- ・植生の枯死、生育不良が概ね40%をこえるもの

故意によるもの

- ・防護柵支柱の故意による切断

「瑕疵」

→「契約不適合」

変更後	変更前	備考																																						
<p style="text-align: center;">< 略 ></p> <p>別記第 1 号様式 (土木用・測量、調査、設計業務 (施工管理業務を除く))</p> <p style="text-align: right;">(部局名)</p> <p style="text-align: right;">作成日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">委託業務施行成績評定表</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">1 完了検査</td> <td style="width: 33%;">2 部分検査 (第 回)</td> <td style="width: 33%;">3 中間検査 (第 回)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">決裁欄</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故等による減点⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術者の評定点</td> <td>管理技術者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査技術者</td> </tr> </table> <p>概要</p> <p>a 評価項目の対象が業務担当員のみの場合 ②=① 評価項目の対象が業務担当員及び検査員の場合 ②=①×0.6 b 部分検査等があった場合 ⑤=③×0.2+④×0.2 部分検査等がなかった場合 ⑤=④×0.4</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格 A 4)</p> <p>注 1 この評定表には、当該委託業務に係る委託業務施行成績採点表を添付すること。 2 評定点及び総合評定点は、業務完了時における評定の際に記入すること。 3 部分検査等があわせて 2 回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均点を評定点③に記入すること。 4 評定点の合計点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第 1 位を四捨五入すること。 5 評定点の合計点及び技術者の評定点については、委託業務施行成績採点表で算出した評定点を記入すること。</p>	委託業務施行成績評定表			1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)	決裁欄			事故等による減点⑨		契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩		技術者の評定点	管理技術者		照査技術者	<p style="text-align: center;">< 略 ></p> <p>別記第 1 号様式 (土木用・測量、調査、設計業務 (施工管理業務を除く))</p> <p style="text-align: right;">(部局名)</p> <p style="text-align: right;">作成日 平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">委託業務施行成績評定表</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">1 完了検査</td> <td style="width: 33%;">2 部分検査 (第 回)</td> <td style="width: 33%;">3 中間検査 (第 回)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">決裁欄</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故等による減点⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術者の評定点</td> <td>管理技術者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査技術者</td> </tr> </table> <p>概要</p> <p>a 評価項目の対象が業務担当員のみの場合 ②=① 評価項目の対象が業務担当員及び検査員の場合 ②=①×0.6 b 部分検査等があった場合 ⑤=③×0.2+④×0.2 部分検査等がなかった場合 ⑤=④×0.4</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格 A 4)</p> <p>注 1 この評定表には、当該委託業務に係る委託業務施行成績採点表を添付すること。 2 評定点及び総合評定点は、業務完了時における評定の際に記入すること。 3 部分検査等があわせて 2 回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均点を評定点③に記入すること。 4 評定点の合計点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第 1 位を四捨五入すること。 5 評定点の合計点及び技術者の評定点については、委託業務施行成績採点表で算出した評定点を記入すること。</p>	委託業務施行成績評定表			1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)	決裁欄			事故等による減点⑨		瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩		技術者の評定点	管理技術者		照査技術者	<p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p>
委託業務施行成績評定表																																								
1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)																																						
決裁欄																																								
事故等による減点⑨																																								
契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩																																								
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																								
技術者の評定点	管理技術者																																							
	照査技術者																																							
委託業務施行成績評定表																																								
1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)																																						
決裁欄																																								
事故等による減点⑨																																								
瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩																																								
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																								
技術者の評定点	管理技術者																																							
	照査技術者																																							
<p>別記第 1 号様式 (土木用・施工管理業務、積算補助業務)</p> <p style="text-align: right;">(部局名)</p> <p style="text-align: right;">作成日 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">委託業務施行成績評定表</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">1 完了検査</td> <td style="width: 33%;">2 部分検査 (第 回)</td> <td style="width: 33%;">3 中間検査 (第 回)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">決裁欄</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故等による減点⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術者の評定点</td> <td>管理技術者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査技術者</td> </tr> </table> <p>概要</p> <p>a 評価項目の対象が業務担当員のみの場合 ②=① 評価項目の対象が業務担当員及び検査員の場合 ②=①×0.6 b 部分検査等があった場合 ⑤=③×0.2+④×0.2 部分検査等がなかった場合 ⑤=④×0.4</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格 A 4)</p> <p>注 1 この評定表には、当該委託業務に係る委託業務施行成績採点表を添付すること。 2 評定点及び総合評定点は、業務完了時における評定の際に記入すること。 3 部分検査等があわせて 2 回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均点を評定点③に記入すること。 4 評定点の合計点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第 1 位を四捨五入すること。 5 評定点の合計点及び技術者の評定点については、委託業務施行成績採点表で算出した評定点を記入すること。</p>	委託業務施行成績評定表			1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)	決裁欄			事故等による減点⑨		契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩		技術者の評定点	管理技術者		照査技術者	<p>別記第 1 号様式 (土木用・施工管理業務、積算補助業務)</p> <p style="text-align: right;">(部局名)</p> <p style="text-align: right;">作成日 平成 年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">委託業務施行成績評定表</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">1 完了検査</td> <td style="width: 33%;">2 部分検査 (第 回)</td> <td style="width: 33%;">3 中間検査 (第 回)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">決裁欄</td> </tr> </table> <hr/> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事故等による減点⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術者の評定点</td> <td>管理技術者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査技術者</td> </tr> </table> <p>概要</p> <p>a 評価項目の対象が業務担当員のみの場合 ②=① 評価項目の対象が業務担当員及び検査員の場合 ②=①×0.6 b 部分検査等があった場合 ⑤=③×0.2+④×0.2 部分検査等がなかった場合 ⑤=④×0.4</p> <p style="text-align: right;">(用紙寸法 日本工業規格 A 4)</p> <p>注 1 この評定表には、当該委託業務に係る委託業務施行成績採点表を添付すること。 2 評定点及び総合評定点は、業務完了時における評定の際に記入すること。 3 部分検査等があわせて 2 回以上あった場合は、それぞれの部分検査及び中間検査における評定点の平均点を評定点③に記入すること。 4 評定点の合計点及び総合評定点の算出に当たっては、小数第 1 位を四捨五入すること。 5 評定点の合計点及び技術者の評定点については、委託業務施行成績採点表で算出した評定点を記入すること。</p>	委託業務施行成績評定表			1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)	決裁欄			事故等による減点⑨		瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩		技術者の評定点	管理技術者		照査技術者	<p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p>
委託業務施行成績評定表																																								
1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)																																						
決裁欄																																								
事故等による減点⑨																																								
契約不適合 修補及び損害賠償における減点⑩																																								
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																								
技術者の評定点	管理技術者																																							
	照査技術者																																							
委託業務施行成績評定表																																								
1 完了検査	2 部分検査 (第 回)	3 中間検査 (第 回)																																						
決裁欄																																								
事故等による減点⑨																																								
瑕疵 修補及び損害賠償における減点⑩																																								
総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																								
技術者の評定点	管理技術者																																							
	照査技術者																																							

別記第1号様式（建築工事・設計）

（部局名）

作成日 年 月 日

委託業務施行成績評定表（設計）

決裁欄

成果品の品質 (0.35)	A1	A2	A1	A2	A1	A2
	B1=(A1+A2)/2		B1=(A1+A2)/2		B1=(A1+A2)/2	
小計	C4=B1×X+B2×Y+B3×Z					
事故等による減点	D=60+(C1+C4)×0.35+(C2+C3)×0.15					
総合評定点 D+E+F	E	契約不適合修補及び損害賠償による減点				F

< 略 >

別記第1号様式（建築工事・設計）

（部局名）

作成日 年 月 日

委託業務施行成績評定表（設計）

決裁欄

成果品の品質 (0.35)	A1	A2	A1	A2	A1	A2
	B1=(A1+A2)/2		B1=(A1+A2)/2		B1=(A1+A2)/2	
小計	C4=B1×X+B2×Y+B3×Z					
事故等による減点	D=60+(C1+C4)×0.35+(C2+C3)×0.15					
総合評定点 D+E+F	E	瑕疵修補及び損害賠償による減点				F

< 略 >

「瑕疵」
→ 「契約不適合」

北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の運用 (平成 22 年 3 月 26 日、建技第 1321 号)

変更後	変更前	備考
<p>< 略 ></p> <p>第 7 (評定の修正) 関係</p> <p>1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、成果品に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合とする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>第 9 (評定表のとりまとめ) 関係</p> <p>契約担当者等は、評定表を建設部長に送付した後、成果品の契約不適合等により、評定を修正した場合は、遅滞なく建設部長に報告するものとする。</p> <p>< 略 ></p>	<p>< 略 ></p> <p>第 7 (評定の修正) 関係</p> <p>1 評定結果を修正すべきと認める場合とは、成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合とする。</p> <p>2 前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。</p> <p>第 9 (評定表のとりまとめ) 関係</p> <p>契約担当者等は、評定表を建設部長に送付した後、成果品の瑕疵等により、評定を修正した場合は、遅滞なく建設部長に報告するものとする。</p> <p>< 略 ></p>	<p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p>

委託業務施行成績評定基準 (土木工事) (平成 14 年 3 月 27 日、技管第 1229 号)

変更後	変更前	備考												
<p>< 略 ></p> <p>第 4 考查基準</p> <p>< 略 ></p> <p>4 契約不適合修補及び損害賠償による減点</p> <p>成果品に、受託者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点 (100 点満点換算) に対して、別表-2 を参考として-10 点まで減点することができる。ただし、ここでいう契約不適合修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。</p> <p>別表-2 契約不適合修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約不適合修補の実施</th> <th>損害賠償の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考查点</td> <td>-5 点</td> <td>-10 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 略 ></p>	区分	契約不適合 修補の実施	損害賠償の実施	考查点	-5 点	-10 点	<p>< 略 ></p> <p>第 4 考查基準</p> <p>< 略 ></p> <p>4 瑕疵修補及び損害賠償による減点</p> <p>成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点 (100 点満点換算) に対して、別表-2 を参考として-10 点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。</p> <p>別表-2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>瑕疵修補の実施</th> <th>損害賠償の実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考查点</td> <td>-5 点</td> <td>-10 点</td> </tr> </tbody> </table> <p>< 略 ></p>	区分	瑕疵 修補の実施	損害賠償の実施	考查点	-5 点	-10 点	<p>「瑕疵」 →「契約不適合」</p>
区分	契約不適合 修補の実施	損害賠償の実施												
考查点	-5 点	-10 点												
区分	瑕疵 修補の実施	損害賠償の実施												
考查点	-5 点	-10 点												